

岩手県告示第 344 号

オートキャンプ場条例（平成 11 年岩手県条例第 21 号）第 7 条第 2 項の規定により、岩手県立陸前高田オートキャンプ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成 22 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表 1 に掲げる額に、小学校児童及び中学校生徒（次のいずれかに該当する者を除く。）が使用する場合にあっては 1 人につき 200 円、その他の者（次のいずれかに該当する者を除く。）が使用する場合にあっては 1 人につき 400 円を加算した額

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）又はこれらの者の介護を行う者（当該これらの者 1 人につき 1 人に限る。）

(2) 満 65 歳以上の者

(3) 多目的サイトを使用する小学校児童又は中学校生徒（付添いがある場合に限る。）

(4) 他の者とともにテントサイト又はキャンピングカーサイトを 10 区画以上使用する者

2 附属の設備を使用する場合にあっては、1 による額に表 2 に掲げる額を加算した額

表 1 施設の利用料金

区 分		単 位		利用料金
テントサイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	通常日	円 3,000
			繁忙日	5,000
	一時使用	1 区画につき		1,000
キャンピングカーサイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	通常日	4,000
			繁忙日	6,000
	一時使用	1 区画につき		1,500
多目的サイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	通常日	2,000 (二輪車等の場合にあっては、1,000 円)
			繁忙日	3,000 (二輪車等の場合にあっては、1,500 円)
	一時使用	1 区画につき		800 (二輪車等の場合にあっては、400 円)
ケビン	宿泊	1 日までごとに 1 棟につき	通常日	12,000
			繁忙日	15,000
	一時使用	1 棟につき		3,000
ドームハウス	宿泊	1 日までごとに 1 棟につき	通常日	12,000
			繁忙日	15,000
	一時使用	1 棟につき		3,000

センターハウス浴室	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	200
	その他の者	1人1回につき	350

備考1 幼児のセンターハウス浴室に係る利用料金は、無料とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

3 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

4 「通常日」とは、繁忙日以外の日をいう。

5 「繁忙日」とは、次に掲げる日をいう。

(1) 4月28日から5月6日まで、7月14日から8月19日まで及び12月20日から1月3日までの期間内の日

(2) (1)に掲げる期間以外の期間内の金曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）の前日

6 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車（いずれも側車付きのもの又は他の車両をけん引しているものを除く。）をいう。

7 次に掲げる場合に該当する使用に係る施設の利用料金の額は、当該使用に係る施設の通常日の利用料金の額とする。

(1) 11月1日から3月31日までの間の繁忙日において、テントサイトを使用する場合（宿泊に係るものに限る。）

(2) 備考5(2)に掲げる日において施設を使用する場合（宿泊に係るものに限る。）であって、当該施設の使用（宿泊に限る。）が2回目以降の使用に当たるとき

8 ケビン又はドームハウスに連続する3日以上の間宿泊する場合の利用料金の額は、1日までごとに1棟につき、初日及び2日目にあつてはこの表の当該使用に係る施設の通常日の利用料金の額とし、3日目以降にあつては当該額から2,000円を差し引いた額とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
シャワー	1回につき	円 100
洗濯機	1回につき	200
乾燥機	1回につき	100
ガスコンロ	1回につき	10
電源設備	1日までごとに1式につき	500

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

3 利用料金の適用年月日

平成22年4月24日